

# 共創による地域交通形成支援事業

(共創モデル実証プロジェクト)

## 募集要項

### ■募集期間

令和4年4月1日(金)～5月31日(火)まで

※書類受付は5月2日(月)より開始

令和4年4月

国土交通省総合政策局地域交通課

【相談窓口一覧】

電話受付時間 9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部 企画室	098-866-1812

# I. 共創による地域交通形成支援事業の概要

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛による移動需要の減少や回復見通しの不透明さにより、交通事業者は一層不安定な経営を余儀なくされています。一方で、感染症を契機として、ニューノーマルにおけるライフスタイルの多様化や地域コミュニティの価値の再評価、ウェルビーイングの必要性が叫ばれている中において、交通が果たす役割や価値について、改めて捉え直すことが求められています。

こうした問題意識のもと、令和3年3月には「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」の中間整理により、交通事業者等の運送サービス提供主体が中心となった地域コミュニティの活性化、地域の各産業のプレイヤーとの領域を越境して協働することによる地域コミュニティの課題解決、地域コミュニティの構成員が交通を自分ごととして捉えて地域全体でサービス提供主体を応援する機運醸成が提言されました。さらに、今後の地域公共交通政策の方向性として、地域において多様な関係者による実効性のある合意形成を行うとともに、持続可能な形での更なるファイナンスの獲得を目指し、また、本源的な生活ニーズを意識し、ファーストワンマイルの発想でくらし目線での交通の実現を図るべきとされています。

地域公共交通に携わる様々な主体が、各事業者の垣根、交通モードの垣根、官民の垣根、分野の垣根を越えた「共創」を進めることで、地域資源を最大限活用して維持・確保を進めていき、進行するモビリティ危機に打ち勝つとともに、誰もが自ら運転しなくても自由な外出・移動が可能となり、豊かな生活を享受し、住む人が地域に誇りを持てる社会を創らなければなりません。本事業は、こうした「共創」の取組について、その萌芽となる実証事業における運行経費等を補助するとともに、実地伴走型のフォローを行うことにより、必要な課題等を整理し、地域公共交通の持続可能性を高めていくことを目的としています。

## 2. 共創による地域交通形成支援事業の概要

共創による地域交通形成支援事業（以下「共創モデル実証プロジェクト」という。）は、交通を地域のくらしと一体として捉え、地域公共交通の維持・活性化を目的として、複数の主体が連携して行う地域のくらしに関する持続的なサービス提供に関する取組について、実証運行に要する経費等を支援するものです。

### <補助対象経費の区分>

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
- ②地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
- ③交通を基盤とした地域課題の解決を検証するための実証運行に要する経費

### <補助対象事業者>

事業を行おうとする者で構成される協議会等

### <補助率>

2 / 3（上限2,000万円）

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 事業主体

本事業の事業主体は、交通事業者等の運送サービス提供主体と「共創」のパートナーとなる民間事業者等とで構成される協議会や共同事業体、連携スキーム（以下「共創プラットフォーム」という。）とします。

#### 共創プラットフォームの構成員

運送サービス提供主体	「共創」のパートナーのイメージ
一般乗合旅客自動車運送事業者（高速乗合バスは除く） 一般乗用旅客自動車運送事業者 鉄軌道事業者 一般旅客定期航路事業者 地方公共団体 自家用有償旅客運送の実施主体 等	エネルギー事業者、地域新電力 商業施設、商店街振興組合、商工会、観光協会 スーパー、小売店 医療・介護事業者、社会福祉法人 教育機関 農業協同組合、農業法人 公共施設の指定管理者 まちづくり団体、不動産業者 地方公共団体、NPO法人 等

※業法上の許認可等を有する事業者等による各種法令に適合した事業のみ支援対象となります。既存事業者と競合する場合、既存事業者との協議が整っているか確認させていただきます。

※連携スキームのあり方によっては、交付申請主体が交通事業者単体の名義となる場合や、既存の法定協議会となる場合も想定されます。分野を越えた取組であれば、本事業の応募に当たって、必ずしも共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等は求められません。

### 2. 事業内容

くらしの充実のため、分野をまたがる複数の主体が連携して行う交通の実証事業

### 3. 補助対象経費

以下の事業内容について、補助対象経費の2/3（上限2,000万円）を補助します。

共創モデル実証プロジェクトに選定された場合、採択された年度（令和4年度）に限り国費を交付します。

#### ○共創プラットフォームの構築

- ・実証事業に関する議論に必要となる基礎データの収集や分析のための費用
- ・共創プラットフォームの構築・運営に関する費用（有識者等に対する謝礼金、協議会の会場使用料その他の必要経費）

#### ○共創による交通サービスの実証事業

- ・実証事業における配車システム等の構築費用
- ・車両購入・改造に要する費用、実証運行に要する費用

※補助対象外経費は、以下を想定しております。

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・その他、事業と無関係と思われる経費

## Ⅲ. 補助対象事業の選定

### 1. 選定方法

共創モデル実証プロジェクトは、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

### 2. 選定基準

補助対象事業の選定に当たっては、以下の観点から審査を行います。

#### (1) 形式審査

- ① 事業主体が、Ⅱ 1. の構成員による共創プラットフォームであること。
- ② 応募に当たって提出する共創事業計画に以下の内容が記載されていること。
  - ・ 事業を実施する区域
  - ・ 複数の主体の連携に関する事項
  - ・ 新たな交通サービスの内容
  - ・ 取組に見込まれる経費
  - ・ 必要な資金の額及びその調達方法
  - ・ 関連して行うその他のサービスの内容

#### (2) 内容審査

- ① 事業者が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
  - ・ 共創プラットフォームは、調査・検討の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② 事業の目的や取組方針、手法等が地域交通における課題の解決に資すること。
  - ・ 共創モデル実証プロジェクトは、地域の公共交通の現状や課題を的確に分析しつつ、既存の交通モードとの調和・一体性の確保を図りながら、共創プラットフォームでの分野に閉じない議論を踏まえ、これまで解決されていなかった地域課題に対して交通を基盤にしたアプローチを行うものとするのが重要です。
  - ・ このため、地域の交通事業者の理解や参画はもとより、地域公共交通計画が策定されている場合、その内容と齟齬が生じないプロジェクトに重点化を図ります。
- ③ 事業の実施に当たり、多様な地域の関係者の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続可能な体制であること。
  - ・ 共創モデル実証プロジェクトは、分野の境界を越えた地域のくらしのためのプロジェクトであり、特に、医療、介護、エネルギー、住宅、教育、農業、商業、まちづくり団体やNPO法人といった地域のくらしに関する産業等が共創プラットフォームに加わっているものに重点化を図ります。

- ・資本関係を有する主体同士のみで完結する共創プラットフォームは対象となりません。

**④事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。**

- ・共創モデル実証プロジェクトの実施に当たって、共創プラットフォームに地方公共団体や地域の金融機関が加わり、プロジェクトに対してコミットメントしているものに重点化を図ります。

**⑤取組が他地域における参考となり得るものであること。**

- ・①～④を踏まえ、他地域での再現可能性があるものに重点化を図ります。

これら地域貢献性、持続可能性、再現可能性等の審査基準を踏まえ、例えば、以下の要素が含まれている場合、選定において特に高い評価を行うことが考えられます。

- ・地方公共団体と連携し、地方公共団体の独自財源での追加支援や、地域公共交通計画への位置づけを検討していること。
- ・地域の金融機関と連携し、共創プラットフォームを主体とし、他の関連事業と併せてプロジェクトファイナンスを獲得する可能性があるなど、共創モデル実証プロジェクトが終了した後の資金調達の見込みがあること。

## IV. 応募、ヒアリング、交付申請等について

### 1. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、「共創事業計画」として以下の様式に必要事項を記載し、受付開始後に各地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「各地方運輸局等」という。）に提出してください。

#### <提出物>

##### 1. 共創事業計画

1-1. 応募様式A-1、2、3、4、5

1-2. 応募様式B-1、2

2. 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書

3. 本事業に係る参考資料（パワーポイント等による概要図を想定）

※必要に応じて提出

4. 上記1～3のデータを一つに統合したPDFデータ

#### <提出方法>

令和4年5月2日（月）より受付を開始しますので、電子メールで各地方運輸局等に提出物を送付してください。送付の際、電子メールの件名は「(応募書類提出) 共創モデル実証プロジェクト【〇〇】」としてください（〇〇には、事業主体名を入力してください）。件名に誤りがあると、確認・審査の対象にならない可能性がありますのでご注意ください。

#### <提出先一覧>

局 名	メールアドレス
北海道運輸局	<a href="mailto:hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp">hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp</a>
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	<a href="mailto:tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp">tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp</a>
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	<a href="mailto:ktt-koutsuu@mlit.go.jp">ktt-koutsuu@mlit.go.jp</a>
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	<a href="mailto:hrt-kosei-kikaku@mlit.go.jp">hrt-kosei-kikaku@mlit.go.jp</a>
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	<a href="mailto:cbt-chubu-kikaku@gxb.mlit.go.jp">cbt-chubu-kikaku@gxb.mlit.go.jp</a>
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	<a href="mailto:kkt-kinki-kikakuka@mlit.go.jp">kkt-kinki-kikakuka@mlit.go.jp</a>
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	<a href="mailto:cgt-chugoku-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp">cgt-chugoku-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp</a>
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	<a href="mailto:skt-koutuukikaku@mlit.go.jp">skt-koutuukikaku@mlit.go.jp</a>



九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	<a href="mailto:gst-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp">gst-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp</a>
内閣府沖縄総合事務局	<a href="mailto:unyu-kikaku.j2a@ogb.cao.go.jp">unyu-kikaku.j2a@ogb.cao.go.jp</a>

<提出締切>

令和4年5月31日（火）17：00必着

<留意事項>

- ・共創事業計画の作成にあたり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません（様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く）。変更が必要な場合は、予め p.2 記載の相談窓口にご連絡ください。
- ・共創事業計画等の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。

## 2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリング（原則オンライン）を予定しています。実施の際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。

## 3. 採択可否の通知について

公募期間終了後、共創事業計画の内容（ヒアリング内容を含む）の確認・査定を行った後、補助対象事業の採択可否を通知いたします。

## 4. 採択後の交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、国土交通省から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに各地方運輸局等へ交付申請書を提出してください。なお、交付申請の手続き等詳細については「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」もあわせてご参照ください。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

## V. 事業の実施に当たっての留意点

### 1. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本募集要項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領の規定を遵守していただくことになります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

### 2. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となります。ご注意ください。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

### 3. 収益納付

- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。
- ・ 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

### 4. 事業の実施及び事業内容の変更

- ・ 補助対象事業者は、交付決定通知を受領後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱等に従って、事前に国土交通大臣の承認を得る必要があります。

### 5. 進捗状況の報告

- ・ 交付要綱で定める様式にて事業進捗状況の報告をお願いいたします。

## 6. 実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに交付要綱に定める完了実績報告書の提出をお願いいたします。
- ・ 完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。

## 7. 補助金の支払い

- ・ 補助金の支払いは、原則として、完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。

## 8. 補助事業完了後

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。